

平成 21 年 1 月

アイ・ビー・リーグ・クラブ補償会員、クラブ会員の皆様へ
年頭ご挨拶

アイ・ビー・リーグ・クラブ
理事長 山本 文子

謹賀新年 明けましておめでとうございます。会員の皆様に於かれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。常々なにかとご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

アイ・ビー・リーグ・クラブの発足から早いもので昨年の秋で 6 年目を迎えました。補償期間が 6 年ですので昨年 11 月から第一号補償加入者の方を皮切りに、初めての契約の更改手続きが開始されました。この 6 年、順調にクラブの補償事業の運営が出来ましたのも、補償会員、クラブ会員の皆様のご協力の賜物でございます。改めまして御礼を申し上げます。

過去 6 年を振り返り、今後の 6 年間の展望を述べさせていただきます。

過去 6 年間は

1. 2006 年 4 月に施行された保険業法改正による、共済への規制。
2. 医療改革という名目の、高齢者、障害者、難病患者への支援縮小。

この二つの出来事に翻弄されて参りました。乱高下の経済環境もございました。

1. つきましては、現在補償会員数が 1000 人以下ですので、新保険業法下に於いて
当会任意共済の運営は適法であり、問題はございません。1000 人を超えた場合の対策
は、先んじて進めていく予定となっております。
2. つきましては、死亡・高度後遺障害の補償のみならず、医療保障の開発、所得保証
のための保障の開発等々、多方面の皆様からお考えを頂き、現在も模索をしております。

今後の 6 年は、過去の 6 年の経験を基に、歩を更に進めて参りたいと存じます。

次に、今後の活動についてご説明申し上げます。

1. アイ・ビー・リーグ・クラブが法人格を持ちます。

今後一年を目安として、一般社団法人を設立いたします。アイ・ビー・リーグ・クラブは、任意団体であります。一般社団法人の中に当会を組み込み、法人格を持たせます。会員の皆様の従来の契約はそのまま移行となりますので、補償につきまして変更はございません。

更に、

2. この新しい法人格の中で、「扶養年金」制度を進めてまいります。

(扶養年金とは、将来独立自活することが困難な者を扶養している保護者が、その生存中に毎月一定の掛金を納付し、保護者に万一のことがあった場合、遺された心身障害者に終身一定額の年金を給付する制度です。)

新しい一般社団法人で行う「扶養年金」は、炎症性腸疾患の患者家族のみならず、全ての疾患・障害の障害手帳を持たれておられる個人のご両親と同居のご家族を対象と致したいと考えております。既に、いろいろな疾患の団体からお問い合わせをいただいております。世界各国の一流海外再保険会社、金融機関のご協力の提供もごございます。

この「扶養年金」の構築により裾野を拡げていき、アイ・ビー・リーグ・クラブの会員の皆様の QOL に貢献する保障の開発を行って参る所存です。

この一年の変化を楽しみにして下さい。

いろいろなご意見、お考え等ございましたら、何なりとご連絡を頂けますようお願い申し上げます。また、事務局のお近くにおいでの際は、是非お立ち寄り下さい。

最後になりましたが、この6年間で補償会員のうち、二名様がお亡くなりになりました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

敬具